

業 務 連 絡  
平成29年8月17日

会 員 各 位

公益社団法人 山形県トラック協会  
適正化事業部 高 橋



## 平成29年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営につきまして、格別なるご指導、ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在であります。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がることが多く、特に、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められています。

また、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているが、その実施状況は必ずしも十分とは言えません。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開します。

敬具

### 記

#### 1. 実施期間

本運動は1年を通して実施するものとするが、平成29年9月1日（金）から10月31日（火）までの2か月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、特に重点をおいて実施する。

#### 2. 実施内容

別 紙 参 照

#### 3. トラック運送事業者による自主点検調査

平成29年9月・10月分

- ① エア・クリーナを清掃した車両数
- ② エア・クリーナを交換した車両数
- ③ エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数
- ④ 点検を実施した車両総数 ①+②+③

提出期限は平成29年11月2日（木）までお願いします。

(公社)山形県トラック協会 適正化事業部 高橋 行き

FAX:023-633-0989

トラック協会 結果表

平成29年9月及び10月(「自動車点検整備推進運動」強化月間中)

○運送事業者による自主点検結果

エア・クリーナを清掃した車両数(①)	台
エア・クリーナを交換した車両数(②)	台
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数(③)	台
点検を実施した車両総数(①+②+③)	台

# 平成29年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」 実施要領

平成29年8月2日  
公益社団法人全日本トラック協会

## 第1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がることが多く、特に、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。

また、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているが、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要がある。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開する。

## 第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、平成29年9月1日（金）から10月31日（火）までの2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、特に重点をおいて実施する。

## 第3. 実施内容と周知方策

### 1. 重点実施項目

(1) 「大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

（重点点検項目）

点検箇所		点検時期	
		3ヶ月点検	12ヶ月点検
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左

- (2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」  
黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知する。
- (3) 「DPF(黒煙除去フィルタ)等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」  
確実な定期点検の実施、DPFに堆積したアッシュ(灰分)の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油(S10)の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、DPF装着車両の正しい使用方法についての周知を図る。

## 2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらっく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌(紙)等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。
- (5) TBSラジオ系列「ドライバーズ・リクエスト」のCMを活用し、PRを行う。

## 第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 各都道府県トラック協会の実施結果については、別添3-1の様式により全ト協交通・環境部まで提出するようお願いします。
- (3) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施」については、会員事業者における9月、10月の実施状況をとりまとめ、別添3-2の様式により全ト協交通・環境部までご報告ください。
- (4) 上記(2)(3)の提出期限は、11月10日(金)までといたします。

以 上